

しょうがいりかいでまえこうざ
障害理解出前講座について

1 目的

- 令和6年4月施行の障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、合理的配慮等の事例集を作成して令和7年3月に発行した。
- 今後については、事業者が事例集の内容の理解や、実践するにあたっての不安を解消することの支援を行っていく必要がある。
- こうした支援が必要な事業者に対し、障害理解の出前講座を実施することにより、事業者による合理的配慮の理解を深め、実践を促進していく。

2 実施内容

令和7年度は試験的な取組として実施。

- (1) 日程
令和8年3月24日（火）15時30分～16時30分
- (2) 対象者
パルテノン多摩 スタッフ
- (3) 場所
パルテノン多摩 市民ギャラリー
- (4) 参加人数
研修生人数 15名程度
- (5) 講師
多摩市権利擁護専門部会委員
- (6) 内容
一部：座学【15分】
 - ・ 障害理解・差別解消についての基礎的な理解として「法・条例の概要」「合理的配慮の基本」の説明
 二部：事前質問への回答（双方向形式）【45分】
 - ・ 障がい当事者等の方から障害特性の解説および質問への回答（障がいごとに5分～7分）
 - ・ 事前質問についてのご説明・質問等
- (7) テキスト
合理的配慮等の事例集 心つなぐはんどがっく

3 今後の予定

- 出前講座を行った事業者からのフィードバックを蓄積していく。今後、出前講座への事業者のニーズを把握しながら、内容を充実させていくことを予定している。